

して、新たに経理事務の講座を毎週土曜日に開講することとしている。

なお、いずれの講座も母子家庭の母の経済的負担を軽減するため、テキスト代のみを実費として徴収している。

母子寡婦福祉連合会では、こうした支援事業のほか、センター便りを定期的（年6回）に発行し、市町村や関係機関で配布している。今後もこうした取組を通じて、母子家庭の就業と自立を支援することとしている。

（3）母子自立支援員の配置

母子家庭の母等に対しては、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談等の支援を行いつつ、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行うことが重要である。このため、平成15（2003）年4月に施行された改正母子及び寡婦福祉法により、これまで都道府県に配属されていた母子相談員について、その名称を母子自立支援員に改め、市及び福祉事務所設置町村にも配置することとされるとともに、職業能力の開発の向上と求職活動に関する支援の業務が追加された。これにより、母子自立支援員は、就業問題なども含め母子家庭及び寡婦の抱えている問題を把握し、その解決に必要な助言及び情報提供を行うなど、母子家庭の母の自立に向けた総合的な支援を行うことが期待されている。

母子自立支援員は、全国で、平成15（2003）年度には1,343名であったが、平成18（2006）年12月末現在には1,462名と増加するとともに、常勤者の割合が33.4%（平成15（2003）年度は28.4%）と高まっている（図表2-1-8）。

平成18（2006）年度においては、母子自立支援員が十分にその役割を果たせるよう、全国研修会やブロックごとの研修会を開催し、関連諸分野の専門家を講師に招くなどして、その資質の向上を図った。

図表2-1-8 母子自立支援員の配置状況

	常勤	非常勤	計
平成15年度	381名	962名	1,343名
平成16年度	363名	1,003名	1,366名
平成17年度	360名	1,025名	1,385名
平成18年度	488名	974名	1,462名

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

（注）各年度末現在。平成18（2006）年度は平成18（2006）年12月末現在。

（4）母子自立支援プログラム

児童扶養手当受給者の自立を促進するためには、個々の受給者の希望、事情等に対応した自立支援プログラムを策定し、これを基に母子家庭等就業・自立支援センターやハローワークと緊密に連